

地域経済を牽引する事業者

への支援施策

「地域未来牽引企業」に選定された皆様も積極的にご活用ください！
 ～地域未来投資促進法や関連施策のご紹介～
 30年度は支援策を更に拡充予定！

○ 具体的な支援施策

- 成長ものづくり
- 農林水産・地域商社
- 第4次産業革命関連
- 観光・スポーツ・文化・まちづくり
- 環境・エネルギー
- ヘルスケア・教育サービス

経営課題に応じて、様々な支援措置があります！

ヒト（人材）



- 海外市場にも強い専門家(グローバル・コーディネーター(※))等が、成長分野に進出するため事業化戦略や販路開拓のアドバイスします。【地域中核企業創出・支援事業との連携】

※アクセンチュア株式会社 取締役相談役 程 近智氏、株式会社ローランド・ベルガー エグゼクティブ アドバイザー 森 健氏 等

モノ（設備投資）



- 先進的な事業に必要な設備投資に対して減税します。税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減します。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※総投資額2000万円以上となる事業が対象です。
 ※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は各事業100億円を限度とします。
 ※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象です。(自治体が事業者として参画する場合を除く。)
 ※先進的な事業についての確認は国が別途行うこととなります。

規制緩和 等



- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置があります。
- 工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和などもあります。

その他



- 特許料(中小企業者の場合)、地域団体商標の登録料等の減免ができます。
- 固定資産税等の減免や地方創生推進交付金を活用した支援制度の創設などを実施する自治体を国が支援します。

※自治体が行う固定資産税等の減免や地方創生推進交付金を活用した支援制度の内容については、各都道府県・市町村におたずねください。

○ 支援を受けるためには

- 「地域未来投資促進法」に基づく計画承認が必要です。
- 具体的には、自治体が作成する基本計画に基づき
 - ① **地域の特性を活用し、**
 - ② **付加価値を創出、**
 - ③ **地域への経済波及効果**がある事業として、都道府県が承認を行います。

<お問い合わせ先>

経済産業省 地域未来投資促進チーム TEL：03-3501-1587

最寄りの経済産業局等でもご相談に応じています。

- 北海道経済産業局 地域未来投資促進室（総務企画部企画調査課内）
TEL：011-709-1776
- 東北経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内）
TEL：022-221-4876
- 関東経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業立地支援課内）
TEL：048-600-0272
- 中部経済産業局 地域未来投資促進室
東海担当（地域経済部地域振興課内）
TEL：052-951-2716
北陸担当（電力・ガス事業北陸支局地域経済課内）
TEL：076-432-5518
- 近畿経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域開発室内）
TEL：06-6966-6012
- 中国経済産業局 地域未来投資促進室（産業部産業振興課内）
TEL：082-224-5638
- 四国経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部新規事業室内）
TEL：087-811-8516
- 九州経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業支援課内）
TEL：092-482-5435
- 内閣府沖縄総合事務局 地域未来投資促進室（経済産業部企画振興課内）
TEL：098-866-1727

<参考>

- 地域未来投資促進法サイト

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html